

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療資格事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、後期高齢者医療資格事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療資格事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び富山県後期高齢者広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理及び医療給付に関する事務を市町村の窓口として行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 資格事務 ・被保険者の資格取得及び喪失の受付、資格確認書及び資格証明書の交付並びに返還、障害認定による資格取得(変更・喪失)届、限度額適用認定証、資格確認書再交付等の申請の受付並びに交付 給付業務 ・高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、葬祭費、口座変更申請等の受付 広域連合納付金 ・納付通知に基づく支払など
③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表項番85
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] なし [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番117

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	原則顔写真付きの身分証明書をを用いて本人確認を行い、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合は2点書類の提示を求めることを徹底している。また、証発行時には2人以上の職員による確認の上交付を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と言える。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を利用するシステムにアクセスが可能な職員は、事前に登録されたIDを所持する者に限定し、IDに加えて静脈認証とパスワードによる認証によって適切なアクセス管理を行っており、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	北島 清	健康課長 叶山 勝之	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①健康課 ②健康課長 叶山 勝之	①市民生活課 ②市民生活課長 荒木 信人	事後	
平成29年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(59の項) 番号法第9条第2項 南砺市後期高齢者医療に関する条例第1条、高齢者の医療の確保に関する法律	・番号法第9条第1項 別表第一(59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 ・番号法第9条第2項 南砺市後期高齢者医療に関する条例第1条、高齢者の医療の確保に関する法律	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②市民生活課長 荒木 信人	②市民生活課長 船藤 統嗣	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 ・番号法第9条第2項 南砺市後期高齢者医療に関する条例第1条、高齢者の医療の確保に関する法律	・番号法第9条第1項 別表第一(59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②市民生活課長 船藤 統嗣	課長	事後	様式変更による
令和1年6月27日	IV リスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民生活課 ②課長	①健康課 ②健康課長	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 82の項 ※82の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 82の項 ※82の項に係る主務省令は未制定	事前	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	・番号法第9条第1項 別表項番85	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 82の項 ※82の項に係る主務省令は未制定	[情報提供の根拠] なし [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番117	事前	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和6年9月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	
令和6年9月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	記載なし	事後	
令和7年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	被保険者証	資格確認書	事後	
令和7年9月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	様式変更による追加
令和7年9月9日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による追加